

3 参第 8 号
令和 3 年 4 月 16 日

各 位

愛媛県県民環境部県民生活局
男女参画・県民協働課長
(公印省略)

DV防止啓発に係る研修会への講師派遣事業の実施について（通知）

日頃から、本県の男女共同参画社会づくりの推進に御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、配偶者やパートナー等の親密な関係にある男女間における暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）が社会問題となっているところ、近時では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛により自宅で過ごす時間が長くなり、ストレスや生活不安を抱えて暴力に至るケースの増加が懸念されることから、一層の防止啓発が求められています。

そこで、DVを早期に発見する可能性の高い医療関係者や社会福祉関係職員等を対象とした研修会に講師を派遣することにより、通報、情報提供、被害者保護についての理解を促進するとともに、地域や職場における研修に講師を派遣することにより、あらゆる場における県民に向けたDV防止啓発に努めるため、標記事業を実施いたしますので、積極的な活用を御検討いただくとともに、会員の皆様へ周知していただきますようお願いいたします。

(担当)

愛媛県県民環境部県民生活局

男女参画・県民協働課 男女参画G 福井

TEL (089) 912-2332 (係直通)

FAX (089) 912-2444

E-mail danjokyodo@pref.ehime.lg.jp

研修会への講師派遣事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、DV防止啓発に係る地域及び職場における研修に講師を派遣する「研修会への講師派遣事業」の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2 配偶者やパートナー等の親密な関係にある男女間における暴力であるDVは、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、DVの根絶に向けて、市町や関係団体、企業、NPO等（以下「団体等」という。）との連携を図りながら、地域及び職場における研修に講師を派遣することにより、あらゆる場において県民に向けた意識啓発が進められるよう支援することを目的とする。

(派遣する講師の選定)

第3 派遣する講師は、研修内容及び開催期日、参加者数等を勘案し、男女参画・県民協働課が決定する。

(派遣の申込み等)

第4 講師の派遣を希望する団体等は、原則として研修を開催する2か月前までに、研修会への講師派遣事業申込書(様式第1号)により、男女参画・県民協働課に申し込むものとする。

2 研修の実施に係る施設及び設備の準備等は、すべて団体等において行うものとする。

(派遣の決定及び通知)

第5 派遣の申込みがあったときは、男女参画・県民協働課長が派遣の可否を決定し、派遣する場合にあっては、講師及び日程等の調整を行い、研修会への講師派遣事業実施決定通知書(様式第2号)により、派遣しない場合にあっては、その理由を付して派遣しないことを当該団体等に通知する。

(派遣の要件)

第6 派遣する研修は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内で開催され、参加者が概ね10人以上であること。
- (2) DVの防止啓発を目的とするものであること。

(開催の期日及び時間)

第7 研修を開催する期日及び時間は次のとおりとする。

- (1) 原則として団体等が希望する日とする。ただし、県及び講師等の都合により調整を行う場合がある。
- (2) 研修の時間は、概ね1時間から2時間程度とする。

(費用の負担)

第8 研修に要する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 研修の開催に要する費用(会場使用料、資料コピー代等)は、団体等の負担とする。
- (2) 講師等の派遣に要する費用(講師謝金又は派遣料、講師旅費)は、男女参画・県民協働課が負担する。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、男女参画・県民協働課長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

研修会への講師派遣事業のご案内

「地域や職場でドメスティック・バイオレンス（DV）についての勉強会をしたい。」このようなときに、県が講師を派遣します！

講師の派遣に係る費用（謝金・旅費）は、県が負担します。

男女の人権の尊重、DVの防止、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨等について、わかりやすくお伝えします。

○研修内容例

内 容	講 師	時間
講 演 「DVを発見した場合の 対応について」	・愛媛県男女共同参画センター 職員 ほか	60 分

* 上記は研修内容の例です。（開催時間や内容は御希望に応じます。）



愛媛県イメージアップキャラクター
みきやん

○会場及び費用

県内の会場であればどこへでもお伺いします。

会場は、貴団体等において御用意ください。

講師の派遣にかかる費用は一切必要ありません。県が負担します。

○事業実施期間 令和3年6月～令和4年1月

○お申込み方法

裏面の申込書に必要事項を記載し、FAX又は郵送により下記までお送りください。

不明の点があれば、気軽に電話でお問合せください。

開催可能日数に限りがあります。お早めにお申込みください。

お申込み先・お問合せ先

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課（担当：福井）

〒790-8570 松山市一番町4丁目4の2

電話 089-912-2332 FAX 089-912-2444

E-mail danjokyodo@pref.ehime.lg.jp



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

(様式第1号)

愛媛県男女参画・県民協働課行き (FAX 089-912-2444) [送状不要]

研修会への講師派遣事業 申込書

令和 年 月 日

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長 様

(代表者名)

DV防止啓発出前講座を実施しますので、次のとおり講師の派遣をお願いします。

団体名					
代表者名					
住 所	〒 ー				
行事等の名称		参加予定人数	女性	人	
			男性	人	
			合計	人	
行事等の概要					
会場となる場所		設備等	マイク (講師用)	有・無	
			パソコン (パワーポイント)	有・無	
			DVDの放映機器	有・無	
開催時期	第1希望	令和 年 月 日	時 分	～ 時 分	
	第2希望	令和 年 月 日	時 分	～ 時 分	
希望する講座の内容、その他の要望					
連 絡 先	担当者職氏名				
	電話番号		FAX		
	メールアドレス				

注意事項

- 1 原則として実施予定日の2か月前までにお申し込みください。
- 2 概ね10人以上の方が参加し、DVの防止啓発を目的とする行事が対象です。
- 3 事業実施予算に限りがあるため、全ての申し込みにお応え出来るものではありません。
お早めにお申し込みください。
- 4 申込書到着後、1週間以内に当課担当から御連絡させていただきます。

— 記入例 —

(様式第1号)

愛媛県男女参画・県民協働課行き (FAX 089-912-2444) [送状不要]

研修会への講師派遣事業 申込書

令和3年8月1日

愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長 様

株式会社えひめ サービス向上課
(代表者名) 課長 まどんな 紅子

DV防止啓発出前講座を実施しますので、次のとおり講師の派遣をお願いします。

団体名	株式会社えひめ サービス向上課				
代表者名	まどんな 紅子 ※ 上の代表者名と同じかたのお名前。				
住 所	〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2				
行事等の名称	マネージャー・リーダー 連絡会	参加予定人数	女性 25 人 男性 25 人 合計 50 人		
行事等の概要	会社の研修でドメスティック・バイオレンスについての勉強会を行う。				
会場となる場所	本社、会議室 (3F)	設備等	マイク (講師用) ☒ 有 パソコン (パワーポイント) ☒ 有 DVDの放映機器 ☒ 有		
開催時期	第1希望	令和 3年10月25日	13時30分	～	14時30分
	第2希望	令和 3年11月22日	13時30分	～	14時30分
希望する講座の内容、その他の要望					
「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは何か。」「DVを未然に防ぐためには、どのようなことを心がければよいのか。」「DVの被害を受けている場合はどうすればいいのか。どこに相談すればよいのか。」など、DVについて詳しく学びたい。					
連 絡 先	担当者職氏名	サービス向上課 せとか 甘平 (担当者名)			
	電話番号	089-912-23・	FAX	089-912-23・	

注意事項

- 原則として実施予定日の2か月前までにお申し込みください。
- 概ね10人以上の方が参加し、DVの防止啓発を目的とする行事が対象です。
- 事業実施予算に限りがあるため、全ての申し込みにお応え出来るものではありません。
お早めにお申し込みください。
- 申込書到着後、1週間以内に当課担当から御連絡させていただきます。